

災害支援ガイドブック

8月の豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災者支援制度について、まとめたガイドブックを作成しました。

掲載した内容は、12月20日現在のものであり、今後、随時更新いたします。

ご不明な点がございましたら、各制度の問い合わせ先におたずねください。

また、『復興対策室』では、被災された皆さまからの相談を何でも受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

●編集・発行：武雄市役所 企画部 復興対策室

0954-27-7510

り災状況に応じた主な支援

全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 床下浸水
り災証明・被災証明(P. 1) ※申請締め切り：令和2年1月10日まで				
被災者生活再建支援金(P. 1)				
武雄市災害見舞金(P. 2)				
災害義援金(P. 3)				
災害援護資金の貸付(P. 4)				
被災住宅の応急修理制度(P. 5) ※申込期限（令和2年1月31日まで）が延長されました。				
災害復興住宅融資(P. 7)				
水道使用料・下水道使用料免除(P. 8)				
生活必需品の支給(P. 9)				
行政機関の税・料等の減免、猶予等特例措置(P. 18)				

目 次

(★) : 更新

1	り災証明	1
	り災証明・被災証明（個人）（★）	1
	り災証明（事業者関係）（★）	1
	被災証明（事業者関係）	1
2	経済支援	1
	被災者生活再建支援金	1
	武雄市災害見舞金	2
	災害義援金（★）	3
	災害弔慰金	3
	災害障害見舞金	4
	災害援護資金の貸付	4
3	住宅支援	5
	被災住宅の応急修理制度（★）	5
	民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）	6
	災害復興住宅融資	7
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	7
4	生活支援	8
	水道料金、下水道料金の免除	8
	便槽汲み取り手数料の助成	8
	消毒用石灰購入助成	9
	生活必需品の支給	9
5	医療・福祉	10
	医療機関での一部負担金の免除	10
	障がい福祉サービス等の利用料の減免	10
6	事業者・農業関係者向け支援制度	11
	水道料金、下水道料金使用料の減免	11
	便槽汲み取り手数料の助成	11
	信用保証制度（セーフティネット保証4号）	11
	令和元年8月豪雨災害復旧資金	12

	被災小規模事業者向け小規模事業者持続化補助金	1 2
	小規模事業経営支援事業	1 3
	農業災害復旧融資 ・ 農林漁業施設資金（災害復旧） ・ 農林漁業セーフティネット資金 ・ アグリマイティー資金 ・ アグリステップアップ資金 ・ 災害関連資金の特別措置	1 3
	農地・農業施設小規模災害応急事業	1 5
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）	1 5
	営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業	1 6
	畜産関係被害対策事業	1 7
	いのしし等被害防止柵の補修・修繕	1 7
7 行政機関の税・料等の減免、猶予等特例措置		1 8
	武雄市の税・料等の減免・猶予等 ・ 個人市県民税の減免 ・ 固定資産税の減免 ・ 国民健康保険税の減免 ・ 保育料の減免 ・ 放課後児童クラブ利用料の減免 ・ 武雄市奨学資金返還の猶予	1 8
	介護保険料・利用者負担額の減免等	1 9
	後期高齢者医療保険料の減免	2 0
	国民年金保険料の免除	2 0
	住民票の写し等の証明交付手数料免除	2 0
	国税の特別措置	2 1
	県税の特別措置	2 1
8 民間サービスの手続・特例措置等		2 1
	NHK放送受信料の免除について	2 1

1 り災証明

- り災証明書・・・被災した住家の損害の程度を市が証明するものです。
- 被災証明書・・・住家やそれに付随する動産や車両などが被災したことを市が証明するものです。

◇ り災証明・被災証明（個人）（★） ※申請締め切りは、令和2年1月10日です。

住家の浸水等により、り災した方に発行します。

- 申請に必要なもの

被害状況がわかる写真

- ・ 住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真
- ・ 被災を証明する必要がある家財、車両などの写真)

※現像は、しなくても構いません。（携帯電話等で撮影したものでも構いません）

※写真撮影後は、家財等の片付けを始めていただいて構いません。

- 受付窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

◇ り災証明（事業者関係）（★） ※申請締め切りは、令和2年1月10日です。

店舗・事務所・工場等の浸水等により、り災した事業者の方に発行します。

- 申請に必要なもの

- ・ 被害状況がわかる写真 ※個人申請と同様
- ・ 申請書には代表者印を押印

- 受付窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

◇ 被災証明（事業者関係）

製造用機械、農業用施設、農機具等の浸水等により、り災した事業者の方に発行します。

- 申請に必要なもの

被害状況がわかる写真 ※個人申請と同様

- 受付窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

2 経済支援

◇ 被災者生活再建支援金

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して生活再建のための支援金が支給されます。

- 対象者

- ・ 住宅が全壊した世帯

- ・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅が半壊、大規模半壊した世帯で、やむを得ず「解体」した世帯
- ・住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず「解体」した世帯

●支給額

支援金の支給額は、以下の２つの支援金の合計額となります。

- ・基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ・加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(単位：万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金		計
複数世帯 （世帯の構成員 が複数）	全壊世帯 解体世帯	1 0 0	建設・購入	2 0 0	3 0 0
			補修	1 0 0	2 0 0
			賃借	5 0	1 5 0
	大規模 半壊世帯	5 0	建設・購入	2 0 0	2 5 0
			補修	1 0 0	1 5 0
			賃借	5 0	1 0 0
単数世帯 （世帯の構成員 が単数）	全壊世帯 解体世帯	7 5	建設・購入	1 5 0	2 2 5
			補修	7 5	1 5 0
			賃借	3 7 . 5	1 1 2 . 5
	大規模 半壊世帯	3 7 . 5	建設・購入	1 5 0	1 8 7 . 5
			補修	7 5	1 1 2 . 5
			賃借	3 7 . 5	7 5

※基礎支援金と加算支援金の２回申請ください。

●申請に必要なもの

(基礎支援金) ※申請期限は、令和２年９月２８日です。

- ・被災者生活再建支援金支給申請書
- ・世帯全員が記載された住民票謄本（続柄入り）
- ・り災証明書の原本
- ・世帯主様の預金通帳の写し
- ・住宅をやむを得ず解体した場合、滅失登記簿謄本又は解体証明書

(加算支援金) ※申請期限は、令和４年９月２７日です。

- ・再建方法（住宅の建設・購入、補修、賃貸）に応じてそれを証する書類（契約書等）

●受付場所

武雄市役所 企画部 復興対策室 ０９５４－２７－７５１０

◇武雄市災害見舞金

武雄市に住所を有する方で災害により住宅が全半壊、住宅が床上又は床下浸水した被災者に対して支給します。

●支給額

住宅被災世帯

- ・全壊・・・・・・・・・・10万円
- ・半壊、大規模半壊・・・・・・・・5万円
- ・一部損壊・・・・・・・・・・5万円
- ・一部損壊（床上）・・・・・・・・5万円
- ・一部損壊（床下）・・・・・・・・1万円

●手続きに必要なもの

- ・災害に係る見舞金口座振込届出書及び同意書 ※り災証明書と同封しています。
- ・り災証明書の写し
- ・振込口座が確認できるもの（預金通帳）

●問合せ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

◇災害義援金（★）※2次配分額が決定しました。

全国の皆様から寄せられた義援金を、佐賀県及び武雄市の災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。対象となる世帯は、申請が必要です。

●配分対象及び配分額

（単位：円）

被害の区分		1次配分	2次配分	合計
人的被害	死亡	200,000	495,000	695,000
住家被害	全壊	200,000	495,000	695,000
	大規模半壊・半壊	100,000	247,500	347,500
	一部損壊	20,000	49,500	69,500
	一部損壊（床上浸水）	20,000	49,500	69,500

※住家とは、現に居住のために使用している者がいる建物であり、空き家や店舗など住宅として居住するものがない建物は含みません。

●申請に必要なもの

- ・武雄市災害義援金申請書
- ・り災証明書の写し
- ・預金通帳（振込口座が確認できるもの）
- ・印鑑
- ・申請者の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）
- ・委任状 ※同一世帯以外の方が申請する場合

●問い合わせ先

武雄市役所 企画部 復興対策室 0954-27-7510

◇災害弔慰金

災害により亡くなられた方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

●対象者

- ・生計を主として維持していた方の死亡の場合 500万円
- ・その他の者の死亡の場合 250万円

●問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

◇災害障害見舞金

災害により負傷し又は疫病にかかり、それが治った時に精神又は身体に重度の障害を受けられた方に支給します。

●対象者

- ・生計を主として維持している方の場合 250万円
- ・その他の者の場合 125万円

●問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

◇災害援護資金の貸付 ※令和元年11月29日で受付を終了しました。

災害により、世帯主の方が負傷した場合や住居・家財に著しい損害を受けられた方に、生活再建のための援護資金を貸し付けます。

●対象者

1. 災害発生時に武雄市内に居住していた世帯
2. 次のいずれかに該当する世帯
 - ①住宅が、全壊・大規模半壊・半壊の世帯
 - ②家財等の損害が概ね3分の1以上（車両を除く）の世帯
 - ③世帯主が重傷（療養期間が概ね1か月以上）を負った世帯
3. 世帯の総所得金額が、次に定める額未満の世帯

※被災日の前年（平成30年分）の所得金額により判定します。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
総所得金額	220万円	430万円	620万円	730万円	世帯人数が1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、住居全体が滅失した場合は、世帯人数に関係なく、1270万円未満					

●貸付限度額

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
住居の全体が滅失、流出等	350万円	350万円
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の大規模半壊・半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
家財及び住居に損害なし	0円	150万円

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には（ ）内の額となります。

●貸付利率

連帯保証人を立てる場合は、無利子

連帯保証人を立てない場合は、年利１％

●据置期間

３年間

●償還期間

１０年（据置期間を含む）

●償還方法

年賦、半年賦または月賦、元利均等償還（繰上償還可）

●問い合わせ先

武雄市役所 企画部 復興対策室 ０９５４－２７－７５１０

3 住宅支援

◇被災住宅の応急修理制度（★） ※令和２年１月３１日まで申込受付を延長します。

被災した住宅の日常生活に必要欠くことのできない部分の修理を市が事業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理を実施する制度です。

●対象者

- ・当該災害により一部損壊（１０％以上の損害）以上の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方

※既に修理を終え、支払い済の場合は対象外となります。

- ・応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- ・民間賃貸住宅借り上げ制度を利用しない方

●応急修理の対象となる住宅

応急修理の対象となる範囲は、日常生活に欠くことのできない部分であり、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分
- ・外に面するドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備
- ・給湯器等の設備

（注意点）

- ・応急修理の対象となる全ての部分の施工前・施工中・施工後の写真が必要となります。
- ・機能向上（グレードアップ）、リフォームは対象外です。

（例）電気温水器→エコキュート、畳⇄フローリングなど

- ・対象となる部屋は、台所・トイレ・風呂・廊下・居室（居室数は、居住者数＋１部屋まで）です。
- ・仕上げ材のみ（畳、フローリング）の交換は、対象となりません。
- ・クロスの貼り換えだけは、対象となりません。

●修理費限度額

○半壊以上の住宅

9月30日までに修理完了した場合、1住戸あたり 584,000円

10月1日以降に修理完了した場合、1住戸あたり 595,000円

※ただし、1つの施工業者が9月30日まで完了した場合は、他の施工事業者が10月1日以降に完了したとしても、費用の限度額は584,000円となります。

○一部損壊（10%以上の損害）の住宅

1住戸あたり 300,000円

※上記の修理費用限度額を超える部分については、自己負担となります。

●申請に必要なもの

- ・り災証明書の写し
- ・住宅の応急修理申込書
- ・資力に係る申出書
- ・修理見積書
- ・応急修理の対象となる箇所の全ての施工前・施工中・施工後の写真

※一部損壊（10%以上の損害）の住宅のみ、外観全景写真と浸水している部屋の全景写真が必要となります。

●申込期限

令和2年1月31日まで

●工事完了日

令和2年3月20日まで

※工事完了後は、速やかに工事完了報告書を提出してください。

●問い合わせ先

武雄市役所 企画部 復興対策室 0954-27-7510

◇民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）

※令和元年12月20日で申請受付を終了しました。

住居の全壊により居住する住宅がない方へ、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を2年間借り上げて提供する制度です。

●対象者

- ・住居の全壊により居住する住宅がない方
※半壊等であっても土砂や流木等により住宅が危険な状態にあり、自らの住宅に居住できない状況である方をご相談ください。
- ・住宅の応急修理制度または、障害物の除去制度を利用していない方

●借上げ住宅の条件

- ・貸主から同意を得ているもの
- ・管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- ・家賃
(ア) 月額5.5万円以内（2人以下の世帯の方）
(イ) 月額6万円以内（3～4人の世帯の方）

(ウ) 月額8万円以内 (5人以上の世帯の方)

※上記家賃の他、共益費、退去修繕負担金 (敷金、月額賃料の2か月分を限度)、礼金 (賃料の1か月分を限度)、仲介手数料 (月額賃料の0.54か月分を限度)、入居時負担金 (鍵の交換費用等) についても負担します。

●入居者の負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等 (※家賃込みとなっている場合は、相談ください)

◇災害復興住宅融資

住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付された方で解体等を行う方は、住宅の建設・購入をする場合において、住宅金融支援機構より低利な資金融資を受けることができます。なお、補修する場合は、「一部損壊」から利用ができます。

融資の概要		個人向け	高齢者返済特例 (申込時の年齢が60歳以上の方限定)
金利		年 0.37%	年 1.79%
融資 限度 額	建設	建設：1,650万円 土地取得：970万円 整地：440万円	
	新築住宅購入	2,620万円	3,130万円
	中古住宅購入	2,320万円～2,620万円	2,830万円～3,130万円
	補修	補修：730万円 整地：440万円 引方移転：440万円	
返済方法等		親子リレー返済、親孝行ローンの利用ができます。	元金の返済方法は以下の通りです。 ・お亡くなりになった時に土地や建物を売却 ・お亡くなりになった時に相続人が一括返済 ・存命中に分割等で返済

●問い合わせ先

住宅金融支援機構 0120-086-353 または 048-615-0420

◇母子父子寡婦福祉資金貸付金

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に各種貸付の償還の猶予や住宅資金の貸付をします。

●対象者

(1) 母子福祉資金 ※以下のいずれかに該当する方が対象

- ・母子家庭の母 (配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している方)
- ・父母のいない児童 (20歳未満)

(2) 父子福祉資金 ※以下のいずれかに該当する方が対象

- ・父子家庭の父（配偶者のいない男子で現に20歳未満の児童を扶養している方）
- ・父母のいない児童（20歳未満）

(3) 寡婦福祉資金 ※以下のいずれかに該当する方が対象

- ・寡婦（かつて母子家庭の母であった方）
- ・40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

●支援の内容

①母子父子寡婦福祉資金貸付金の支払いの猶予

②災害により被害を受けた住宅の補修、改築、購入や転宅される場合に貸付を行います。

- ・貸付限度額 200万円以内
- ・貸付利息 連帯保証人をたてる場合は、無利子
連帯保証人がいない場合は、年1.0%

※原則、連帯保証人をたてていただくようお願いしております。ただし、ご本人の家計状況などにより連帯保証人をたてずに申請できる場合もあります。

- ・据置期間 6ヶ月
- ・償還期間 7年

●問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9216

4 生活支援

◇水道料金・下水道料金の免除

浸水等被災した家屋(住宅、住宅兼店舗)を対象に水道料金、下水道料金を免除します。

●対象者

災害により、家屋（住宅、住宅兼店舗）が浸水等被災した者

●支援内容

水道料金・下水道料金を3か月間、全額免除します（令和元年8月分～10月分）

●支援方法

被災された方からの申請は不要です。但し、被災により市内の公営住宅・民間アパート等へ転居される方については水道課への連絡が必要です。

※市の調査に基づき対象とし、免除を決定した方には通知書をお送りします。

●問い合わせ先

武雄市役所 上下水道部 水道課 0954-22-2874

武雄市役所 上下水道部 下水道課 0954-23-9118

◇便槽汲み取り手数料の助成

便槽に被害を受けられた方へ汲取り手数料の助成を行います。

●助成の期間

8月28日～10月末日発注分まで

※10月末までに汲取り業者に発注し、汲取りが11月になっても助成対象となります。

●助成内容

【8月28日～9月13日汲取り分】

市役所に領収書もしくは請求書（口座振替の方）を持参してください。

汲取り事業者へ支払った額の全額を支給します。

助成申請（請求）締切は、令和2年3月31日です。

【9月14日以降の発注分】

汲取り手数料は、汲取り事業者へ全額お支払いしますので、申請は不要です。

●問い合わせ先

武雄市役所 まちづくり部 環境課 27-7163

◇消毒用石灰購入助成

家屋に浸水被害を受け、自身で消毒用石灰を購入し消毒した方に対して、消毒用石灰に要する費用の補助を行います。

●対象者

市内に住所を有するもの、又は市内に所在する事業者

●補助金額

消毒用石灰に要する費用の全額 ※助成上限 40キロ

●問い合わせ先

武雄市役所 まちづくり部 環境課 0954-27-7163

◇生活必需品の支給

※令和元年11月29日で申請受付を終了しました。

被災された方に必要な寝具その他生活必需品の支給を行います。なお世帯人員により品物の支給限度額が異なります。

●対象者

住家が全壊、半壊又は床上浸水により、生活上必要な寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷額等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な方。

●対象品

下記の品目から限度額内で必要個数を支給します。※品物での支給となります。

品 名	内 容	金 額
Aセット	敷布団、かけ布団、枕（布団はシングルサイズ）	6,600円
Bセット	バスタオル、タオル5枚組、箱ティッシュ5箱、 トイレットペーパー 12ロール	1,734円
電気炊飯器（5合炊）	—	8,778円
電気炊飯器（3合炊）	—	5,478円
おとな用紙おむつ	1袋（ユニチャームパンツ式）	1,508円
こども用紙おむつ	1袋（ネピアパンツ式）	1,100円

※B セットについては、1～2人世帯につき1セットまで、3～4人世帯につき2セットまで、5人以上につき3セットまでとします。

※紙おむつについては、対象者1人あたり2袋までとします。

※在庫等の状況により、お届けまで日数（1カ月程度）を要する場合があります。

●支給限度額

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増す毎に加算
全壊	18,500 円	23,800 円	35,100 円	42,000 円	53,200 円	7,800 円
大規模半壊、 半壊、床上浸水	8,340 円	14,940 円	21,540 円	28,140 円	34,740 円	2,600 円

●必要なもの

申請書

り災証明書の写し

●お届け方法

申請後、品物を配送します。在庫の状況により日時を要することがあります。

●申請受付

令和元年11月29日まで ※申請受付を終了しました。

●問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

5 医療・福祉

◇医療機関での一部負担金の免除

武雄市の国民健康保険に加入されている方で、被災された方に対して、以下の条件にあてはまる方は、医療機関等での窓口負担が軽減されます。後期高齢者医療に関しても同様です。

	国民健康保険	後期高齢者医療
条 件	半壊以上	災害による損害が3割以上
減免額	損害の程度による	損害の程度及び前年所得額による

●問い合わせ先

（国民健康保険） 武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

（後期高齢者医療） 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

◇障がい福祉サービス等の利用料の減免

災害により住宅に著しい被害を受けた場合や収入の減少等により、障がい福祉サービス等の利用料を負担することが困難な方について、減免できる場合があります。

●問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

6 事業者・農業関係者向け支援

◇水道料金・下水道料金の減免

床上床下浸水した事業所を対象に水道料金、下水道料金を減額します。

●対象事業者

災害により、家屋が床上浸水又は床下浸水した事業所

●支援内容

8月使用分（又は9月使用分）の使用水量を10m³減じて請求します。

●申請方法

申請書の提出は不要ですが、確認が必要です。水道課へご連絡ください。

●問い合わせ先

武雄市役所 上下水道部 水道課 0954-22-2874

武雄市役所 上下水道部 下水道課 0954-23-9118

◇便槽汲み取り手数料の助成

便槽に被害を受けられた方へ汲取り手数料の助成を行います。

●助成対象

災害により便槽に被害を受けた事業所

●助成内容

災害直後（9月28日以降）の汲取り手数料1回分を全額免除します。

【8月28日～9月13日汲取り分】

市役所に領収書もしくは請求書（口座振替の方）を持参してください。汲取り事業者へ支払った額の全額を支給します。

※請求締切期限 令和2年3月31日

【9月14日以降の発注分】

汲取り手数料は、汲取り事業者へ全額お支払いしますので、申請は不要です。

●問い合わせ先

武雄市役所 まちづくり部 環境課 0954-27-7163

◇信用保証制度（セーフティネット保証4号）

経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。制度のご利用を希望する方は、武雄市による認定が必要です。

●対象者

（1）原則として、法人の場合は本店登記または主たる事業所が、個人事業主の場合は主たる事業所が武雄市内にあること。

（2）武雄市内において1年間以上継続して事業を行ってること。

（3）災害の発生に起因して、原則として最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少

しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

●問い合わせ先

武雄市役所 営業部 商工観光課 0954-23-9237

武雄商工会議所 0954-23-3161

武雄市商工会（北方町） 0954-36-2111

武雄市商工会（山内町） 0954-45-2505

◇令和元年8月豪雨災害復旧資金

被害に遭われた中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図るため、金融支援をします。

●融資限度額

3,000万円

●資金の用途

災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金

●貸付利率

年0.9% ※保証料率 0%

●貸付期間

10年（据置期間1年）

●必要書類

保証申込書、受付期間の意見書、り災証明書、設計書、見積書（カタログ）、最近3期の財務諸表（付表を含む）

●受付期間

令和元年12月27日まで

●問い合わせ先

佐賀県信用保証協会 0952-24-4342

武雄商工会議所 0954-23-3161

武雄市商工会（北方町） 0954-36-2111

武雄市商工会（山内町） 0954-45-2505

◇被災小規模事業者向け小規模事業者持続化補助金

災害により生産設備や販売拠点の流出・損壊などの被害を受けられた小規模事業者が、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組む場合に事業に要する経費の補助を受けられます。

●補助率及び補助上限額

2/3補助 100万円

●問い合わせ先

武雄商工会議所 0954-23-3161

武雄市商工会（北方町） 0954-36-2111

武雄市商工会（山内町） 0954-45-2505

◇小規模事業経営支援事業

被害を受けた事業者に対し、事業活動の再開に必要な費用の一部を支援します。

●対象者

被災した小規模事業者等

●補助対象経費

機械装置費（事業に使用するＰＣ、複合機、タブレット端末、空調設備、冷凍冷蔵庫など）、外注費（建物の修理、加工に係るものを除く）、設備廃棄等費、什器備品費（商品棚、ディスプレイ、接客用机、椅子等）、その他営業を再開する上で知事が必要と認める経費

●補助率及び補助上限額

佐賀県：補助率 2/3 以内 上限額 250,000円

※県の補助を受けられた事業者については、武雄市からも補助が受けられます。

武雄市：補助率 1/6 以内、上限額 62,500円

●問い合わせ先

佐賀県経営支援課	0952-25-7093
武雄市役所 営業部 商工観光課	0954-23-9237
武雄商工会議所	0954-23-3161
武雄市商工会（北方町）	0954-36-2111
武雄市商工会（山内町）	0954-45-2505

◇農業災害復旧融資

災害により被害を受けられた農業者に対し、農業施設の被害の復旧に必要な費用や経営の再建を図るために必要な資金の融資を行います。

（１）農林漁業施設資金（災害復旧）

●対象者

被害を受けた農業者

●貸付限度額

負担額の８０％又は１施設あたり３００万円（特例：１施設あたり６００万円）のいずれか低い額

●貸付利率

０．０６％〔１０月２１日現在〕（貸付当初５年間、国が無利子化実施）

●融資期間

１５年以内（据置期間３年以内）

●問い合わせ先

日本政策金融公庫佐賀支店 0952-27-4120

（２）農林漁業セーフティネット資金

●対象者

被害を受けた認定農業者、認定新規就農者

農業所得が総所得の過半を占めている者又は粗収益が２００万円以上である者

集落営農組織

●貸付限度額

600万円（特認：年間経費等の6/12以内）

●貸付利率

0.06%〔10月21日現在〕（貸付当初5年間、国が無利子化実施。）

●融資期間

10年以内（据置期間3年以内）

●問い合わせ先

日本政策金融公庫佐賀支店 0952-27-4120

（3）アグリマイティー資金

●対象者

被害を受けた農業者

●貸付金額

当初借入金額100万円以上

（農産物代金の減収範囲内又は500万円のいずれか低い額）

●資金使途

収入減に伴う運転資金・水害による設備資金（農業機械購入・修理代含む）

●貸付利率

1.25%（利子補給率：県連0.25%（最大5年間）JA 1.0%（最大3年間））

〔2019年10月基準〕

●融資期間

5年以内（据置期間2年以内）

●必要書類

減収証明書、り災証明書

●問い合わせ先

JAさが武雄支所 0954-26-9010

（4）アグリステップアップ資金

●対象者

被害を受けた認定農業者・農業法人

●貸付金額

当初借入金額が100万円以上

●資金使途

農業生産に直結する設備資金・農業機械資金（修理代含む）

●貸付利率

1.80%（利子補給率：県連 0.8%（最大5年間）JA 1.0%（最大3年間））

※2019年10月基準

●融資期間

20年以内（据置期間10年以内）

●必要書類

り災証明書

●問い合わせ先

J Aさが 武雄支所 0954-26-9010

(5) 災害関連資金の特例措置

被害を受けた農業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、災害関連資金の貸付が無利子で融資（貸付当初の5年間）を受けられます。

●対象資金

- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・農林漁業施設資金
- ・農業基盤整備資金
- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ・経営体育成強化資金
- ・農業近代化資金（債務保証に係る保証料についても当初5年間免除）

●問い合わせ先

日本政策金融公庫 佐賀支店 0952-27-4120

J Aさが 武雄支所 0954-26-9010

◇農地・農業施設小規模災害応急事業

被災を受けた農業者に対し、国の補助採択にならない小規模な災害の復旧に要する経費を緊急的に支援します。

●該当事業

農地、農業用施設（農道、水路、ため池等）の復旧工事

●補助率

9/10以内

●事業主体

被害を受けた農業者、農業者団体

●問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

被災を受けた農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去に要する経費を緊急的に支援します。

(1) 施設の再建・修繕等について

●対象経費

- ・農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその付帯施設の再建・修繕
 - ・農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕
- ※現在、農業生産に使用していた農業用機械が対象となります。
- ※軽トラック、パソコン等汎用性の高いものは対象外となります。

●補助率

5/10（国：3/10 + 県：2/10）

●事業主体

被害を受けた農業者、農業者団体

●問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

（2）施設等の撤去について

●対象経費

- ・被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、運搬、処理等
- ・土砂、土砂まじりがれき（ガラス片を含む）等の運搬・処理等

●補助率

6/10（国：3/10 + 地方公共団体：3/10）

●事業主体

被害を受けた農業者、農業者団体

●問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

◇営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業

被害を受けた農家の営農再開や被災作物の草勢・樹勢の回復、使用不能となった農薬等の処理に要する経費助成を行う。

（1）営農再開等支援対策

●対象経費

被災した作物の時期作等の栽培開始に必要なとなる生産資材（種子、種苗等）の購入に要する経費

●補助率

13/30（県：1/3 + 市：1/10）

●事業主体

被害を受けた農業者、農業者団体、JA

●問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

（2）草勢・樹勢回復等支援対策

●対象経費

被災した作物の草勢・樹勢の回復のために必要となる生産資材（薬剤・肥料等）の購入に対する経費

●補助率

13/30（県：1/3 + 市：1/10）

●事業主体

被害を受けた農業者、農業者団体、JA

●問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

(3) 使用不能農薬等処理支援対策

- 対象経費

被災に伴い使用不能となった農薬・肥料の処理に要する経費

- 補助率

13/30 (県: 1/3 + 市: 1/10)

- 事業主体

被害を受けた農業者、農業者団体、JA

- 問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

◇畜産関係被害対策事業

被害を受けた畜産農家の営農再開や使用不能飼料の適正処理等に要する経費の助成を行い、再生産を支援する。

(1) 営農再開支援対策

- 対象経費

被災して使用不能となったため、新たに購入する生産資材（飼料、オガクズ、再生産用のヒナ等）に要する経費

- 補助率

13/30 (県: 1/3 + 市1/10)

- 事業主体

被害を受けた畜産農家、生産部会、JA

- 問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

(2) 使用不能飼料等処理支援対策

- 対象経費

被災して使用不能となった生産資材（飼料、牛床の敷料等）の適正処理に要する経費

- 補助率

13/30 (県: 1/3 + 市: 1/10)

- 事業主体

被害を受けた畜産農家、生産部会、JA

- 問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

◇いのしし等被害防止柵の補修・修繕

災害により補修・修繕が必要になったワイヤーメッシュ柵・電気牧柵の購入費用を補助します。

- 対象者

被害を受けた農業者

- 補助対象

ワイヤーメッシュ柵、電気柵の補修・修繕

●補助率

購入費用の9割

●申請に必要なもの

- ・写真（被災後、修繕後）
- ・設置場所の位置図
- ・領収書（購入後、修繕後に申請される場合）

●問い合わせ先

武雄市役所 営業部 農林課 0954-23-9335

7 行政機関の税・料等の減免、猶予等特例措置

◇武雄市の税・料等の減免・猶予等

「災害の被害に係る武雄市税・料減免等申請書」による申請を行うことで、下記減免や猶予を一括して申請することができます。

（1）個人市県民税の減免

住宅、家財、車両に損害を受けられた方は、減免ができる場合があります。

●申請に必要なもの

- ・被害にあった住宅の取得日・取得額がわかるもの（契約書等）
- ・被害にあった車両の年式・購入日・購入額がわかるもの（契約書等）
- ・住宅、家財、車両等に対して支払われた損害保険金等の金額がわかるもの
- ・土砂の撤去等、被害前の状態に戻すためにかかった費用のわかるもの（領収書等）

※契約書等紛失された場合は、ご相談ください。

●申請窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

（2）固定資産税の減免

建物が半壊以上の損害を受けられた方は、減免ができる場合があります。

●申請窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

（3）国民健康保険税の減免

住居・店舗・動産等の資産が全壊・半壊・床上浸水、又は家財の3分の1以上の損害を受けられた方は、減免ができる場合があります。

●申請窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

（4）保育料の減免（幼稚園、保育所、認定こども園）

保護者が居住する家屋に損害を受けられた場合、保育料を減免できる場合があります。

●減免要件

保育料を負担する扶養義務者の住家に床上浸水以上の被害を受けた方

●減免額

全壊、大規模半壊の場合・・・全額免除

半壊、床上浸水の場合・・・5割免除

●減免期間

令和元年8月～令和2年3月

※対象者の方で、既に納入済の方については、8月以降の減額分保育料は還付します。

●申請窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

（5）放課後児童クラブ利用料の減免

保護者が居住する家屋に損害を受けられた場合、放課後児童クラブ利用料を減免できる場合があります。

●減免要件

利用料を負担する扶養義務者の住家に床上浸水以上の被害を受けた方

●減免額

全壊、大規模半壊の場合・・・全額免除

半壊、床上浸水の場合・・・5割免除

●減免期間

令和元年8月～令和2年3月利用分

※加算額（18時以降の利用料、土曜日の利用料）を含む。

※対象者の方で、既に納入済の方については、8月以降の減額分利用料は還付します。

●申請窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

（6）武雄市奨学資金返還の猶予

奨学生が被災したことにより返還が著しく困難となった場合、1年以内で返還を猶予できます。さらにその事由が継続する場合は、願い出により1年ずつ延長ができます。

●申請窓口（問い合わせ先）

武雄市役所 教育部 教育総務課 0954-23-5170

◇介護保険料・利用者負担額の減免等

災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することが困難な方について、徴収猶予及び減免できる場合があります。床下浸水の方は、対象となりません。

●添付書類

（損害保険加入している場合）

- ・り災証明書
- ・損害保険支払額が分かるもの（支払い通知書、通帳等）
- ・固定資産評価証明書・・・り災家屋分（ただし、倉庫等も含む）

※市民課にて、無料で交付できます。固定資産課税明細書でも可(税務課より 6 月発送分)

- ・被災証明書（自家用車、家財に被害を受けた場合）
(損害保険加入にしていない場合)

- ・り災証明書

- ・被災証明書（自家用車に被害を受けた場合）

●問い合わせ先

介護保険事務所（業務係） 0954-69-8223

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

◇後期高齢者医療保険料の減免

住宅または家財の3割以上の被害を受けられた方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。損害保険等で補填された金額を除きます。（所得の制限あり）

●申請書に添付する書類

- ・り災証明書の写し
- ・損害保険の支払額証明
※振り込まれた通帳コピーでも可
- ・委任状（世帯が別の方が申請に来られる場合のみ）

●問い合わせ先

後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

◇国民年金保険料の免除

住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね5割以上の被害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除を受けることができます。ただし、免除を受けられた場合、受け取る年金額は減額となります。

●問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

日本年金機構 0954-23-0121

（音声ガイドに従い、最初に2番、2回目のガイドでも2番を押してください。）

◇住民票の写し等の証明交付手数料免除

被災者の方が、必要とする住民票の写し等の証明書を請求された場合、その手数料を免除します。請求できる人は被災者本人又はその代理人に限ります。ただし、被災を原因として行う各種手続き等のために申請するものに限りません。

●対象となる証明書

- ・住民票の写し（住民票記載事項証明書）
- ・戸籍謄抄本
- ・戸籍附票の写し

- ・印鑑登録証明書
- ・税証明書
- ・印鑑登録証（再登録）
- ・個人番号カードの再交付
- ・通知カードの再発行

◇国税の特別措置

災害により、住宅や家財などに損害を受けられた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。

また、財産に相当の損失を受けられたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けられる場合があります。

●問い合わせ先

武雄税務署 ０９５４－２３－２１２７

◇県税の特別措置

災害により、著しく損害を受けられた場合、自動車税、個人事業税、不動産取得税、産業廃棄物税等の県税に関して、課税額の減免、納税の猶予、申告・納付期限の延長の救済措置を受けられる場合があります。

●問い合わせ先

武雄県税事務所 ０９５４－２３－３１０３

8 民間サービスの手続き・特例措置等

◇NHK放送受信料の免除について

放送受信料について、次のとおり免除される場合があります。

●免除対象

床上浸水以上程度の被害を受けた建物の放送受信契約

●免除期間

令和元年８月～令和元年９月まで（２ヶ月間分）

※既にお支払い済の場合は、お支払い済みの期間を２ヶ月間繰り下げられます。

受信できなくなった場合など返金を希望の場合は、下記の窓口までご連絡ください。

●免除手続き

災害義援金申請受付時に、NHK放送受信料の免除手続きに関する同意をいただいた方は、市で一括して免除の手続きを行います。その後、NHK佐賀放送局より免除通知が送付されます。

※事業所関係（店舗、事務所等）の方は、市で一括して免除の手続きはいたしません。各事業所で免除の手続きを行ってください。

●問い合わせ窓口

NHK佐賀放送局営業部 ０９５２－２８－５０４０（平日／１０：００～１７：００）